別表第二の表二の第一の一のロの⑷の2の項中「*Aonyx cinerea*」を「*Aonyx cinereus*」に改め、同表の第一の一のヌの⑴中5の項を6の項とし、4の項の次に次の一項を加える。

5	*Equus hemionus luteus*（ゴビノロバ）	昭和55年11月４日

別表第二の表二の第一の一のヲの⑴中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項から8の項までを一項ずつ繰り上げ、同表の第一の一のヲの⑹に次の一項を加える。

6	*Pongo tapanuliensis*（タパヌリオランウータン）	昭和55年11月４日

別表第二の表二の第一の一のカの⑵を削り、同表の第一の二のくの⑴の3の項中「*Chondrohierax uncinatus wilsonii*」を「*Chondrohierax wilsonii*」に改め、同表の第一の二のくの⑶中4の項を削り、5の項を4の項とし、6の項を5の項とし、7の項を6の項とし、同表の第一の二のチの⑴中2の項を削り、1の項を2の項とし、同表の第一の二のチの⑴に1の項として次の一項を加える。

1	*Antigone canadensis nesiotes*（キューバカナダヅル）	昭和55年11月４日

別表第二の表二の第一の二のリ中⑻を⑼とし、⑺を⑻とし、⑹の次に次のように加える。

⑺　ひよどり科

1	*Pycnonotus zeylanicus*（キガシラヒヨドリ）	令和５年11月25日

別表第二の表二の第一の二のワの⑶の33の項中「*Psephotus dissimilis*」を「*Psephotellus dissimilis*」に改め、同表の第一の二のワの⑶の34の項中「*Psephotus pulcherrimus*」を「*Psephotellus pulcherrimus*」に改め、同表の第一の二のハ中⑼を⑽とし、⑻を⑼とし、⑺の次に次のように加える。

⑻　とかげ科

1	*Tiliqua adelaidensis*（アデレードアオジタトカゲ）	令和５年２月23日

別表第二の表二の第一の三の二の⑴の3の項を削り、同表の第一の三の二の⑴の4の項中「*Epicrates monensis*」を「*Chilabothrus monensis*」に改め、同項を同表の第一の三の二の⑴の3の項とし、同表の第一の三の二の⑴の5の項中「*Epicrates subflavus*」を「*Chilabothrus subflavus*」に改め、同項を同表の第一の三の二の⑴の4の項とし、同表の第一の三の二の⑴中6の項を5の項とし、同表の第一の三の二の⑶の1の項中「*Python molurus moluru*s」を「*Python molurus*」に改め、同表の第一の三のホの⑸中9の項を11の項とし、4の項から8の項までを二項ずつ繰り下げ、3の項を4の項とし、同項の次に次の一項を加える。

5	*Cuora galbinifrons*（モエギハコガメ）	令和５年２月23日

別表第二の表二の第一の三のホの⑸の2の項の次に次の一項を加える。

3	*Batagur kachuga*（ニシキセタカガメ）	令和５年２月23日

別表第二の表二の第一の三のホの⑻中6の項を7の項とし、5の項の次に次の一項を加える。

6	*Nilssonia leithii*（リーススッポン）	令和５年２月23日

別表第二の表二の第一の三のホ中⑻を⑼とし、⑺を⑻とし、⑹を⑺とし、⑸の次に次のように加える。

⑹　どろがめ科

1	*Kinosternon cora*（キノステルノン・コラ）	令和５年２月23日
2	*Kinosternon vogti*（キノステルノン・ヴォグティ）	令和５年２月23日

別表第二の表二の第一の四のイの⑴中2の項及び3の項を削り、4の項を2の項とし、5の項から7の項までを二項ずつ繰り上げ、同表の第一の四のイの⑴に次の二項を加える。

6	*Sclerophrys channingi*（スケレロフリュス・カンニンギ）	昭和55年11月４日
7	*Sclerophrys superciliaris*（カメルーンヒキガエル）	昭和55年11月４日

別表第五の第一の三の二中5の項を6の項とし、4の項の次に次の一項を加える。

5	どろがめ科	甲	甲製品

別表第七の20の項中「アルゼンチン」の下に「及びブラジル」を加え、同表の25の項中「及びパプアニューギニア」を「、パプアニューギニア及びフィリピンのパラワン諸島」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年二月二十三日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

環境大臣　西村　明宏
内閣総理大臣　岸田　文雄

浄化槽法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年二月三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三十号

浄化槽法施行令の一部を改正する政令

内閣は、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

浄化槽法施行令（平成十三年政令第三百十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「二万二千五百円」を「三万千七百円」に改め、同項第六号中「二万二百円」を「二万三千六百円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　西村　明宏
内閣総理大臣　岸田　文雄